

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年11月28日

**【会社名】** 株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス

**【英訳名】** IR Japan Holdings, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長・CEO 寺下 史郎

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

**【電話番号】** 該当事項はありません。

**【事務連絡者氏名】** 株式会社アイ・アール ジャパン  
経理総務ユニット ユニット長 藤原 豊

**【最寄りの連絡場所】** 株式会社アイ・アール ジャパン  
東京都港区北青山一丁目2番3号

**【電話番号】** 株式会社アイ・アール ジャパン  
03-3796-1120(代表)

**【事務連絡者氏名】** 株式会社アイ・アール ジャパン  
経理総務ユニット ユニット長 藤原 豊

**【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】** 普通株式

**【届出の対象とした募集(売出)金額】** 2,840,363,149円  
(注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社アイ・アール ジャパン（以下「アイ・アール ジャパン」といいます。）の平成26年9月30日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月25日開催のアイ・アール ジャパンの臨時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと、同臨時株主総会において決議事項が決議され、アイ・アール ジャパンが平成26年11月25日付で関東財務局長に金融商品取引法第24の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を提出したこと、並びにアイ・アール ジャパンが会社法第806条第3項の通知に代わる社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行ったことに伴い、平成26年11月7日付で提出いたしました有価証券届出書及び平成26年11月13日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

### 第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

#### 第1 組織再編成（公開買付け）の概要

##### 3 組織再編成に係る契約

###### 1 株式移転計画の内容の概要

#### 6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

##### 1 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

###### 普通株式の買取請求権の行使の方法について

#### 7 組織再編成に関する手続

##### 2 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

##### 3 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

### 第五部 組織再編成対象会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

##### (1) 組織再編成対象会社が提出した書類

###### 臨時報告書

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	9,277,555株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。(注) 4

(注) 1 (略)

2 普通株式は、平成26年9月19日付アイ・アール ジャパンの取締役会決議（株式移転計画の承認）及び平成26年11月25日に開催予定のアイ・アール ジャパンの臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

3 (略)

4 (略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	9,277,555株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。(注) 4

(注) 1 (略)

2 普通株式は、平成26年9月19日付アイ・アール ジャパンの取締役会決議（株式移転計画の承認）及び平成26年11月25日に開催のアイ・アール ジャパンの臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

3 (略)

4 (略)

## 第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 3 【組織再編成に係る契約】

（訂正前）

##### 1．株式移転計画の内容の概要

アイ・アール ジャパンは、臨時株主総会による承認を前提として、平成27年2月2日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、アイ・アール ジャパンを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする平成26年9月19日付株式移転計画（その後の変更を含み、以下「本株式移転計画」といいます。）を、取締役会決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、アイ・アール ジャパンの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、割当て交付いたします。本株式移転計画においては、平成26年11月25日に開催されるアイ・アール ジャパンの臨時株主総会において、本株式移転計画の承認決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

（訂正後）

##### 1．株式移転計画の内容の概要

アイ・アール ジャパンは、臨時株主総会による承認を前提として、平成27年2月2日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、アイ・アール ジャパンを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする平成26年9月19日付株式移転計画（その後の変更を含み、以下「本株式移転計画」といいます。）を、取締役会決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、アイ・アール ジャパンの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、割当て交付いたします。本株式移転計画は、平成26年11月25日に開催されたアイ・アール ジャパンの臨時株主総会において、承認されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

#### 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

##### 1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

（訂正前）

普通株式の買取請求権の行使の方法について

アイ・アール ジャパンの株主が、その有するアイ・アール ジャパンの普通株式につき、アイ・アール ジャパンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年11月25日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアイ・アール ジャパンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、アイ・アール ジャパンが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内に会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

普通株式の買取請求権の行使の方法について

アイ・アール ジャパンの株主が、その有するアイ・アール ジャパンの普通株式につき、アイ・アール ジャパンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年11月25日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアイ・アール ジャパンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、アイ・アール ジャパンが、会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った平成26年11月25日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 7 【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

### 2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式移転計画承認取締役会	平成26年9月19日（金）
臨時株主総会基準日公告	平成26年10月8日（水）
臨時株主総会基準日	平成26年10月23日（木）
株式移転計画承認臨時株主総会	平成26年11月25日（火）（予定）
上場廃止日	平成27年1月28日（水）（予定）
当社設立登記日（効力発生日）	平成27年2月2日（月）（予定）
当社株式新規上場日	平成27年2月2日（月）（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、日程を変更する場合があります。

（訂正後）

### 2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式移転計画承認取締役会	平成26年9月19日（金）
臨時株主総会基準日公告	平成26年10月8日（水）
臨時株主総会基準日	平成26年10月23日（木）
株式移転計画承認臨時株主総会	平成26年11月25日（火）
上場廃止日	平成27年1月28日（水）（予定）
当社設立登記日（効力発生日）	平成27年2月2日（月）（予定）
当社株式新規上場日	平成27年2月2日（月）（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、日程を変更する場合があります。

（訂正前）

### 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

アイ・アール ジャパンの株主が、その有するアイ・アール ジャパンの普通株式につき、アイ・アール ジャパンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年11月25日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアイ・アール ジャパンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、アイ・アール ジャパンが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内に会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

### 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

アイ・アール ジャパンの株主が、その有するアイ・アール ジャパンの普通株式につき、アイ・アール ジャパンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年11月25日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアイ・アール ジャパンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、アイ・アール ジャパンが、会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った平成26年11月25日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 第三部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 2 【沿革】

##### (訂正前)

平成26年9月19日 アイ・アール ジャパンの取締役会において、アイ・アール ジャパンの単独株式移転による持株会社「アイ・アール ジャパンホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成26年11月25日 アイ・アール ジャパンの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、アイ・アール ジャパンがその完全子会社となることについて決議(予定)

平成27年2月2日 アイ・アール ジャパンが株式移転の方法により当社を設立(予定)

当社の普通株式を東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場(予定)

なお、アイ・アール ジャパンの沿革につきましては、アイ・アール ジャパンの有価証券報告書(平成26年6月25日提出)をご参照ください。

##### (訂正後)

平成26年9月19日 アイ・アール ジャパンの取締役会において、アイ・アール ジャパンの単独株式移転による持株会社「アイ・アール ジャパンホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成26年11月25日 アイ・アール ジャパンの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、アイ・アール ジャパンがその完全子会社となることについて決議

平成27年2月2日 アイ・アール ジャパンが株式移転の方法により当社を設立(予定)

当社の普通株式を東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場(予定)

なお、アイ・アール ジャパンの沿革につきましては、アイ・アール ジャパンの有価証券報告書(平成26年6月25日提出)をご参照ください。

## 第五部 【組織再編成対象会社情報】

### 第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

##### 【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年11月7日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成26年6月25日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成26年9月19日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、臨時報告書を平成26年9月19日関東財務局長に提出。

(訂正後)

##### 【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年11月28日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成26年6月25日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成26年9月19日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、臨時報告書を平成26年9月19日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成26年11月25日関東財務局長に提出。